

平成19年4月1日から公共

町では、コミュニティセンター、公民館をはじめ、さまざまな分野の公共施設を整備・運営しています。これらの施設は、町民の皆さんの多様な活動の場として、たくさんのかたに日々利用されています。

これらの施設を維持していくためには相応の経費がかかっているため、施設を利用するかたからその一部を使用料として負担していただいておりますが、残りの経費については、すべての皆さんから納めていただいた税金などで賄っている状況です。

施設名	管理運営費 (人件費含む)	使用料収入総額	使用料の 占める割合
コミュニティセンター(児童館部分除く)	32,917,891円	3,040,500円	9.2%
総合運動公園	42,602,310円	7,342,550円	17.2%
勤労者体育センター・町民テニスコート	21,607,521円	7,075,700円	32.7%
温水プール	97,482,602円	16,569,600円	17.0%
公民館・勤労青少年ホーム	41,372,900円	3,441,450円	8.3%

数値は、平成17年度決算をベースに、施設ごとにあん分等をして算出しています。

参考

施設名	当初建設費 (用地買収費除く)	開設年度
コミュニティセンター	約4億6千万円	昭和59年度
総合運動公園	約31億9千万円	平成9年度
勤労者体育センター・町民テニスコート	約2億9千万円	平成元年度
温水プール	約10億5千万円	平成10年度
公民館・勤労青少年ホーム	約3億3千万円	昭和54年度



基本的に使用料算定には加えていません。

公共施設は町民共有の財産ですが、すべての町民の皆さんが利用するわけではなく、「利用するかた」と「利用しないかた」との立場を考慮する必要があります。

今回の使用料金の見直しについては、それぞれの公共施設の光熱水費や清掃などの施設の維持管理費(貸出し・維持管理に係る人件費を含む)などを基本に単価を算出し、面積・時間などに応じて決定しました。

なお、この見直しは、平成17年12月に策定された「白岡町改革推進プログラム」に基づき、「受益者負担の適正化」を図ることを目的に実施するものです。

利用者の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

施設の使用料金が変わります

「使用料金が変わる施設と改定後の料金」

今回の改定内容は、平成19年4月1日以降の申請から変わります。

(施設予約システムの予約日を申請日とします)

施設名	使用部分	料	金
コミュニティセンター (☎ 92 - 4760)	舞台ホール	1単位	12,000円
	和室	1単位	1,200円
	集会室1・2・3	1単位	1,200円
中央公民館・勤労青少年ホーム (☎ 92 - 6000)	講堂(客席)	1単位	6,000円
	研修室	1単位	1,000円
	和室	1単位	1,000円
	茶室	1単位	800円
	集会室	1単位	1,200円
	講習室2	1単位	1,000円
	視聴覚室	1単位	1,000円
	音楽練習室	1単位	1,000円
	調理実習室	1単位	1,500円
	体育室1・2・3・4	1時間	200円
総合運動公園 (☎ 93 - 3426)	陸上競技場(専用・全面)	1時間	1,400円
	陸上競技場(共用団体・半面)	1時間	700円
	陸上競技場(共用個人)	1時間	200円
	野球場	1時間	1,400円
	テニスコート(昼)	1時間	500円
	テニスコート(ナイター)	1時間	1,000円
勤労者体育センター・ 町民テニスコート (☎ 93 - 2828)	アリーナ(全面)	1時間	800円
	アリーナ(半面)	1時間	400円
	ミーティングルーム兼軽体育室	1時間	200円
	テニスコート(昼)	1時間	500円
	テニスコート(ナイター)	1時間	1,000円
温水プール (☎ 90 - 1590)	大人	1回	500円
	小人	1回	250円
	町内在住の65歳以上	1回	250円

変更となった使用部分のみを掲載していますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。(1単位については、午前中の3時間を表示しています。)

問合せ

- ・使用料の見直しの概要について
- ・使用料の詳細(金額など)について

政策財政課改革推進室 内線365

各施設へ直接お問い合わせください。

